

## 第1 基本方針

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
1 基本方針	<input type="checkbox"/> 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われているか。 ◆平11厚令38第1条の2第1項  <input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。◆平11厚令38第1条の2第2項  <input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われているか。 ◆平11厚令38第1条の2第3項  <input type="checkbox"/> 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めているか。◆平11厚令38第1条の2第4項  <input type="checkbox"/> サービス提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	適・否	関連事業所のみで完結するプランばかりとなっていないか
1-1 人権の擁護及び虐待の防止	<input type="checkbox"/> 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。（経過措置あり）◆平11厚令38第1条の2第5項	適・否	R6.3.31 まで努力義務 責任者等体制【有・無】 研修等実施【有・無】
1-2 暴力団の排除	<input type="checkbox"/> 管理者及びこれらの事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員となっていないか。  <input type="checkbox"/> その運営について、暴力団員等の支配を受けていないか。	適・否	

第2 人員に関する基準

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
<p>2 介護支援専門員</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに、1以上の常勤である介護支援専門員を置いているか。◆平11厚令38第2条第1項</p> <p>◎ 営業時間中は、介護支援専門員が常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えておく必要があり、介護支援専門員がその業務上の必要性から不在となる場合であっても、管理者その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要がある。◆平11老企22第2の2(1)</p> <p><input type="checkbox"/> 介護支援専門員の員数は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに、1となるよう努めているか。◆平11厚令38第2条第2項</p> <p>◎ 当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。◆平11老企22第2の2(1)</p> <p>◎ 介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められない。◆平11老企22第2の2(1)</p>	<p>適・否</p>	<p>介護支援専門員 人 うち常勤 人 非常勤 人 常勤換算 人</p> <p>利用者数 人 月分給付実績 人</p>
<p>3 管理者</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。◆平11厚令38第3条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、主任介護支援専門員であるか。 ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。◆平11厚令38第3条第2項</p> <p>・令和3年4月1日以降、不測の事態(※)により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合であって、その理由と、今後の管理者の確保のための計画書を保険者に届け出た場合。 ※不測の事態については、本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生や、急な退職や転居などが想定される。</p> <p>◎ 管理者要件の適用の猶予 令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、専らその職務に従事しているか。 ただし、次に掲げる場合は必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくても差し支えない。◆平11厚令38第3条第3項</p> <p>① 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>② 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(支障がない場合に限る。)</p> <p>◎ 介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められない。◆平11老企22第2の2(2)</p>	<p>適・否</p>	<p>管理者名 ( )</p> <p>主任介護支援専門員の【有・無】</p> <p>有効期限: _____</p> <p>「常勤専従」に注意 兼務の場合、兼務先及び職種確認</p>

第3 運営に関する基準

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
<p>4 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>□ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。◆平11厚令38第4条第1項</p> <p>◎ 重要事項を記した文書には次の内容を盛り込むこと。 ◆平11老企22第2の3(2)</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 介護支援専門員、その他の職員の勤務の体制 ウ 秘密の保持 エ 事故発生時の対応 オ 苦情処理の体制 等</p> <p>◎ 同意は、利用者及び居宅介護支援事業者双方の保護の立場から、書面確認することが望ましい。◆平11社22第2の3(1)</p> <p>※ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。 ◆平11厚令38第4条第4項</p> <p>□ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が、本主眼事項第1の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、<b>利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護</b>(以下、この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が<b>占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数</b>のうちに<b>同一</b>の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが<b>占める割合等につき説明を行い、理解を得ているか。</b>◆平11厚令38第4条第2項</p> <p>◎ 居宅サービス計画は、利用者の<b>主体的な参加が重要</b>であり、その作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して<b>複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること</b>や、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の<b>選定理由の説明を求めることが可能であること</b>等につき十分説明を行わなければならない。 なお、この内容の説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを<b>理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。</b> 利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は事業者等に不当に偏することのないよう、前6月間に当該指定居宅介護事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき、十分説明を行わなければならない。  説明は、指定居宅介護支援の提供開始に際し行うものとし、<b>文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算</b>する。</p> <p>□ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。◆平11厚令38第4条第3項</p>	<p>適・否</p>	<p>最新の重要事項説明書で内容確認</p> <p>事故発生時の対応注意</p> <p>利用申込者の署名等がある現物も確認</p> <p>★苦情申立窓口に以下の記載が漏れないか □通常の事業の実施地域に係る全ての市町村(福祉介護課) □国民健康保険連合会</p> <p>★運営規程と不整合ないか □職員の員数(「〇人以上」でも可) □営業日・営業時間 □通常の事業実施地域 □利用料・その他費用</p> <p>説明時期、説明者、説明相手及び説明内容を確認</p> <p>前6月間の訪問介護等の割合について、文書を交付して説明を行い、利用者からの署名があるか。(有・無) ※無の場合は減算</p> <p>R3.4 以前に契約した利用者についても、文書を交付して説明を行っているか。(有・無)</p>

<p>5 提供拒否の禁止</p>	<p><input type="checkbox"/> 正当な理由なくサービスの提供を拒んではないか。 ◆平11厚令38第5条</p> <p>◎ サービスの提供を拒む場合の正当な理由。◆平11老企22第2の3(2)</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 通常の事業の実施地域外である場合 ③ 他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合</p>	<p>適・否</p>	<p>【事例の有・無】 あればその理由</p>
<p>6 サービス提供困難時の対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。◆平11厚令38第6条</p>	<p>適・否</p>	<p>地域外からの申込例あるか。その際の対応は(断った、応じた等)</p>
<p>7 受給資格等の確認</p>	<p><input type="checkbox"/> サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。◆平11厚令38第7条</p>	<p>適・否</p>	<p>確認方法を確認</p>
<p>8 要介護認定の申請に係る援助</p>	<p><input type="checkbox"/> 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。◆平11厚令38第8条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行っているか。◆平11厚令38第8条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。◆平11厚令38第8条第3項</p>	<p>適・否</p>	<p>更新時期の管理方法</p>
<p>9 身分を証する書類の携行</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所の介護支援専門員に身分を証する書類(介護支援専門員証)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ◆平11厚令38第9条</p>	<p>適・否</p>	<p>事業所発行身分証の実物確認</p>
<p>10 利用料等の受領</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援を提供した際に、直接利用者から支払を受ける利用料と、利用者により市町村から代理受領を受ける居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていないか。◆平11厚令38第10条第1項</p> <p>◎ 償還払いの場合であっても、原則として利用者負担は生じない。◆平11老企22第2の3(5)①</p> <p><input type="checkbox"/> 上記利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問してサービスを行う場合、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ◆平11厚令38第10条第2項</p> <p>◎ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。◆平11老企22第2の3(5)②</p> <p><input type="checkbox"/> その他の費用の額(交通費)に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。◆平11厚令38第10条第3項</p>	<p>適・否</p>	<p>【償還払の有・無】</p> <p>交通費の設定は妥当か</p> <p>同意が確認できる文書確認 交通費徴収ある場合、領収書の交付を確認</p>
<p>11 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p><input type="checkbox"/> 提供した指定居宅介護支援について、利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。◆平11厚令38第11条</p>	<p>適・否</p>	<p>【事例の有・無】 あれば控え又は様式確認</p>
<p>12 指定居宅介護支援の基本取扱方針</p>	<p><input type="checkbox"/> <b>要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する</b>ように行われるとともに、<b>医療サービスとの連携</b>に十分配慮して行われているか。◆平11厚令38第12条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆法80条第1項、平11厚令38第12条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>【自主点検の有・無】 【第三者評価受検の有・無】</p>

<p>13 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p>	<p>※ 指定居宅介護支援の方針は、本主眼事項第1「基本方針」及び前項「基本取扱方針」に基づき、以下に掲げるところによっているか。◆平11厚令38第13条</p> <p>□ 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。◆平11厚令38第13条第1号                  ※ 居宅介護サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を介護支援専門員に担当させること。◆平11老企22第2の3(8)①</p> <p>□ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。◆平11厚令38第13条第2号</p> <p>□ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。                  ◆平11厚令38第13条第3号                  ◎ 支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはならない。                  ◆平11老企22第2の3(7)②</p> <p>□ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。                  ◆平11厚令38第13条第4号                  ◎ 例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービスに位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めること。◆平11老企22第2の3(7)④</p> <p>□ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。◆平11厚令38第13条第5号                  ◎ 利用者から居宅サービス計画案の作成にあたって<b>複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応</b>するとともに、計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。                  特定の居宅サービス事業者に<b>不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない</b>。集合住宅等において特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けることはあってはならない。◆平11老企22第2の3(7)⑤</p> <p>□ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。◆平11厚令38第13条第6号</p>	<p>適・否</p> <p>介護サービス計画は、利用者の生活を<b>総合的かつ効果的に支援</b>するために重要な計画であり、利用者が<b>地域の中で尊厳ある自立した生活を続けるための利用者本人の計画</b>であることを踏まえ、わかりやすく記載すること。</p> <p>時期の偏重がないか                  必要性に乏しいサービスがないか</p> <p>介護保険外サービスも位置付けているか                  (医療・配食等)</p> <p>事業所の選定方法                  利用者の選択を求めているか                  遠方の事業所がある場合、選定理由</p>
---	---	--

<p>7 ※(減算規定あり)</p>	<p>◎ 課題の把握に当たっては、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、平成11年11月12日老企第29号の別紙4に示す項目(課題分析標準項目)によって行っているか。◆平11老企22第2の3(7)㊟</p>	<p>アセスメントツール ( )</p>
<p>8</p>	<p>□ 介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、<b>利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接</b>して行っているか。 この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 (→アセスメントの結果：要記録保存) ◆平11厚令38第13第7号</p>	<p>独自のツールの場合23項目を網羅しているか</p>
<p>9 ※(減算規定あり)</p>	<p>□ 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類・内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。 ◆平11厚令38第13第8号</p> <p>◎ 居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする。◆平11老企22第2の3(8)㊟</p> <p>◎ 計画原案には、長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には、居宅サービス計画及び各居宅サービス等の評価を行い得るようにすること。◆平11老企22第2の3(8)㊟</p> <p>◎ 提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではない。 ◆平11老企22第2の3(8)㊟</p>	<p>通所・通院時等居宅以外の面接不可 <u>訪問したことが支援経過等記録で確認できるか</u> 一件あたりの平均訪問時間 _____ 分</p> <p>あくまで本人希望優先(安易に家族希望のみ反映させないこと)</p> <p>長期及び短期目標・達成時期が記載されているか</p>
<p>10 ※(減算規定あり)</p>	<p>□ 介護支援専門員は、サービス担当者会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。 ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。 (→要記録保存) ◆平11厚令38第13第9号</p>	<p>・やむを得ない理由がある場合を除き、<u>サービス事業者全員参加が必要</u> ・やむを得ない場合でも<u>意見照会が必要</u> &lt;要記録書類&gt; ・担当者会議開催記録 ・意見照会結果記録 等</p>
<p>11 ※(減算規定あり)</p>	<p>□ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、<b>文書により利用者の同意</b>を得ているか。◆平11厚令38第13第10号</p> <p>◎ 当該説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表に相当するものすべてを指すものである。 ◆平11老企22第2の3(8)㊟</p>	<p>文書同意を確認 原案全体についての同意を確認できるか</p>
<p>11 ※(減算規定あり)</p>	<p>□ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。 ◆平11厚令38第13第11号</p> <p>◎ 担当者に交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。 ◆平11老企22第2の3(8)㊟</p>	<p><u>交付したことが記録で確認できるか</u> <u>全事業所担当者に交付・説明したことが記録で確認できるか</u> ★特に変更時の交付漏れに注意</p>

	<p>◎ 6～11に掲げる一連の業務は、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、その順序について拘束するものでない。 ただし、その場合にあっても、個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。◆平11老企22第2の3(8)冒頭</p> <p>12 □ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。◆平11厚令38第13条第12号</p> <p>◎ 担当者に居宅サービス計画を交付した時は、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、両計画の連動性や整合性について確認すること。 なお、継続的な連携と意識の共有が重要であり、計画の連動性や整合性の確認については、居宅サービス計画の交付時に限らず、必要に応じて行うことが望ましい。 ◆平11老企22第2の3(8)㊦</p> <p>13 □ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。（→連絡調整の記録：要記録保存） ◆平11厚令38第13条第13号</p> <p>◎ 利用者の解決すべき課題の変化は、利用者へ直接サービスを提供する指定居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、当該指定居宅サービス事業者等の担当者との緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。◆平11老企22第2の3(8)㊦</p> <p>13の2 □ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供しているか。 ◆平11厚令38第13条第13号第2項</p> <p>14 ※(減算規定あり) □ 介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、以下に定めるところにより行っているか。（→要記録保存）◆平11厚令38第13条第14号</p> <p>ア 少なくとも一月に1回、居宅を訪問し利用者へ面接。 イ 少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録。</p> <p>◎ 特段の事情とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者へ面接することができない場合を主として指すものであり、<u>介護支援専門員に起因する事情は含まれない</u>。特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。◆平11老企22第2の3(8)㊦</p> <p>15 ※(減算規定あり) □ 介護支援専門員は、以下の場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 ◆平11厚令38第13条第15号</p> <p>ア 要介護更新認定を受けた場合 イ 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>◎ やむを得ない理由がある場合とは、会議開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。 ◆平11老企22第2の3(7)㊦</p> <p>◎ 居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、当該意見等を記録しておくこと。◆平11老企22第2の3(8)㊦</p>		<p>モニタリング</p> <p>①計画がどの程度適切に実施されているか ②計画に盛り込まれている援助目標が達成されているか ③個々のサービスの内容が適切であったかどうか ④計画の変更が必要な要介護者側での新しい課題が生じていないか</p> <p>一件あたりの平均訪問時間 _____ 分</p> <p><u>左記ア、イとも記録で確認できるか</u></p> <p>ア、イの場合に、直ちに対処しているか 開催（事業者全員参加）や、<u>やむを得ない場合の意見照会を記録確認</u>（開催及び照会時期が遅れていないか）</p>
--	--	--	--

<p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>18の2</p> <p>18の3</p>	<p>□ 3から12までの規定は、13に規定する居宅サービス計画の変更について準用しているか。◆平11厚令38第13条第16号</p> <p>◎ 利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が3から12までの一連の業務を行う必要がないと判断したもの）を行う場合にはこの必要はない。</p> <p>□ 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。◆平11厚令38第13条第17号</p> <p>◎ 介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にし、主治医に意見を求める等を行うこと。◆平11老企22第2の3(8)㊦</p> <p>□ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院退所しようとする要介護者から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。◆平11厚令38第13条第18号、平11老企22第2の3(8)㊦</p> <p>□ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を木津川市長に届け出ているか。◆平11厚令38第13条第18号第2項、平11老企22第2の3(8)㊦</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護</p> <p>1 厚生労働大臣が定める回数</p> <p>イ 要介護1 1月につき27回</p> <p>ロ 要介護2 1月につき34回</p> <p>ハ 要介護3 1月につき43回</p> <p>ニ 要介護4 1月につき38回</p> <p>ホ 要介護5 1月につき31回</p> <p>2 厚生労働大臣が定める訪問介護</p> <p>生活援助が中心である指定訪問介護</p> <p>◆平30厚告第218号</p> <p>◎ 訪問介護の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、木津川市が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。</p> <p>届出にあつては、当該月において作成又は変更した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月末日までに木津川市に届け出ることとする。</p> <p>また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度市が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年度でよい。</p> <p>□ 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を木津川市に届け出ているか。◆平11厚令38第13条第18号の3</p> <p>◎ 居宅サービス計画に位置づけられたサービスの合計単位数が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣が定める基準（上記18の3の基準をいう。）に該当する場合に、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、木津川市が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。</p>	<p>計画を変更しなかった場合の記録確認</p> <p>変更事例で確認</p> <p>この場合、利用者の希望により変更したことを記録で確認</p> <p>施設との連携（施設からの情報提供）ができているか実例で確認</p> <p>生活援助の利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載しているか。</p> <p>生活援助型中心の算定理由について</p> <p><u>指示があつたことを記録で確認できるか</u></p> <p>R3.10 から施行 届出の事例（有・無）</p> <p>訪問介護の割合</p> <p>支給限度基準額に占める割合</p>
---	---	--



	<p>届出にあたっては、当該月において作成又は変更（軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画に位置づけられたサービスが当該基準に該当する場合には、木津川市に届け出ることとする。なお、ここでいう当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいう。</p> <p>また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度検証した居宅サービスの計画の次回の届出は、1年後でよい。</p> <p>検証の仕方については、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、関係者等により構成される会議等の他に、当該市町村の職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での検証も可能である。（令和3年10月1日より施行。同年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行うこと。）</p> <p>19 □ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には利用者の同意を得て、主治の医師又は歯科医師の意見を求めているか。◆平11厚令38第13条第19号</p> <p>19の2 □ 前項の場合において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しているか。 ◆平11厚令38第13条第19号第2項 ◎ 主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。平11老企22第2の3(8)㊟</p> <p>20 □ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリ等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該サービスに係る主治医等の指示がある場合に限りこれを行っているか。また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。◆平11厚令38第13条第20号</p> <p>21 □ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。◆平11厚令38第13条第21号 ◎ 「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な運用を求めるものではない。従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能である。◆平11老企22第2の3(8)㊟</p> <p>22 □ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、居宅サービス計画作成後、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。 ◎ 要介護1の利用者（以下「軽度者」という。）の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年厚生省告示第91号）別表第1の調査票に</p>		<p>主治医指示をどうやって確認しているか 指示があったことを記録で確認できるか</p> <p>短期利用に偏重した計画がないか</p> <p>福祉用具貸与が必要な理由の記録確認 担当者会議の開催確認 （意見照会は想定されていない） 調査票写し確認</p>
--	---	--	---

	<p>ついて必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）を市町村から入手しなければならない。</p> <p>ただし、当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、入手しなければならない。◆平11老企22第2の3(7)㉗</p> <p>◎ 当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、調査票の写しの内容が確認できる文書を当該事業者へ送付しなければならない。</p> <p>◎ 当該軽度者が平成12年老企第36号の第2の9(2)①ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同i)からiii)までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければならない。◆平11老企22第2の3(7)㉗</p> <p>23 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。◆平11厚令38第13条第23号</p> <p>24 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。◆平11厚令38第13条第24号</p> <p>25 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。◆平11厚令38第13条第25号</p> <p>26 <input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業所が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。◆平11厚令38第13条第26号</p> <p>27 <input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、地域ケア会議から、利用者への適切な支援を図るとともに、利用者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制等の検討を行うために、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。◆平11厚令38第13条第27号</p> <p>◎ 地域ケア会議から個別のマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。◆平11老企22第2の3(7)㉗</p>		<p>福祉用具貸与事業者への文書送付を記録で確認</p> <p>福祉用具販売が必要な理由の記録確認</p> <p>意見又は記載がある事例の有無 あれば該当者計画確認</p> <p>介護予防受託件数 件</p>
<p>11 法定代理受領サービスに係る報告</p>	<p><input type="checkbox"/> 毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。◆平11厚令38第14条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して提出しているか。◆平11厚令38第14条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>給付管理票</p>
<p>12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。◆平11厚令38第15条</p>	<p>適・否</p>	<p>【 事例の有・無 】 入所の場合等交付必要</p>

<p>13 利用者に関する市町村への通知</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。(→要記録保存) ◆平11厚令38第16条</p> <p>① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 事例の有・無 】</p>
<p>14 管理者の責務</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。◆平11厚令38第17条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に本主眼事項第3「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。◆平11厚令38第17条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>管理者が状況を把握できているか</p>
<p>15 運営規程</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。◆平11厚令38第18条、平11老企22第2の3(12)</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 職員の職種、員数及び職務内容</p> <p>◎ 介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載すること。「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から「〇人以上」と記載することも差し支えない。</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>カ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>◎ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法を指す内容であること。◆平11老企22第2の3(12)④</p> <p>キ その他運営に関する重要事項</p>	<p>適・否</p>	<p>変更ある場合、変更届提出済みか</p> <p>その他費用は金額明示</p> <p><input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域は実態に即しているか</p> <p>また、具体的な記載か</p> <p>★重要事項説明書と不整合ないか</p> <p><input type="checkbox"/> 職員の員数</p> <p><input type="checkbox"/> 営業日・営業時間</p> <p><input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域</p> <p><input type="checkbox"/> 利用料・その他費用</p> <p>「虐待の防止のための措置に関する事項」については、R6.3.31までは努力義務</p>
<p>16 勤務体制の確保</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。◆平11厚令38第19条第1項</p> <p>◎ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。◆平11老企22第2の3(13)①</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。</p> <p>ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。◆平11厚令38第19条第2項</p> <p>◎ 当該事業所の管理者の指揮命令が介護支援専門員に及ぶことが要件となるが、雇用契約に限定されるものではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。◆平11厚令38第19条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。◆平11厚令38第19条第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>実際に使用中の勤務表確認</p> <p>研修実施状況（内部・外部）記録【有・無】（実施日時、参加者、配布資料、まとめ等）</p> <p>ハラスメント対策の実施【有・無】</p> <p>カスタマーハラスメント対策の実施【有・無】</p>
<p>17 業務継続計画の策定等</p>	<p><input type="checkbox"/> 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。(経過措置あり) ◆平11厚令38第19条の2第1項</p>	<p>適・否</p>	<p>R6.3.31 までは努力義務（経過措置）</p> <p>業務継続計画の有・無</p>

	<p>◎ 利用者がサービス利用を継続する上で、指定居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要である。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>(令和6年3月31日までの間は、努力義務) ◆平11社22第2の3 (14) ①</p> <p>◎ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照。◆平11社22第2の3 (14) ②</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画                  a 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)                  b 初動対応                  c 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画                  a 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)                  b 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)                  c 他施設及び地域との連携</p> <p>□ 介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>◎ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的 (年1回以上) な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ◆平11社22第2の3 (14) ③</p> <p>◎ 訓練 (シミュレーション) においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的 (年1回以上) に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。◆平11社22第2の3 (14) ④</p> <p>□ 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ◆平11厚令38第19条の2第3項</p>		<p>左記の必要な項目が網羅されているか</p> <p>研修の開催 年1回以上必要</p> <p>実施日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修の有無 【有・無】</p> <p>訓練の実施 年1回以上必要</p> <p>実施日 年 月 日</p> <p>見直しの頻度</p>
<p>17 設備及び備品等</p>	<p>□ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ◆平11厚令38第20条</p> <p>□ 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。 相談を受ける場所は、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造となっていること。◆平11社22第2の3 (13) ②</p>	<p>適・否</p>	
<p>18 従業者の健康管理</p>	<p>□ 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。◆平11厚令38第21条</p>	<p>適・否</p>	

<p>20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置</p>	<p>□ 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。(経過措置あり) ◆平11厚令38第21条の2</p> <p>① 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ること。</p> <p>② 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>◎ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。(令和6年3月31日までの間は、努力義務)</p> <p>イ 感染症の予防・まん延の防止の対策を検討する委員会                  感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。                  構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。                  感染対策委員会は、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。                  (テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。)                  感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、ロの指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。</p> <p>ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針                  平常時の対策及び発生時の対応を規定する。                  事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。(「介護現場における感染対策の手引き」参照)</p> <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練                  介護支援専門員等に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。                  また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症</p>	<p>適・否</p>	<p>R6.3.31 までは努力義務(経過措置)</p> <p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>おおむね6月に1回開催が必要                  開催日                  年 月 日                  年 月 日</p> <p>結果の周知方法</p> <p>感染対策担当者名                  ( )</p> <p>指針の有・無</p> <p>研修及び訓練の開催                  年1回以上必要                  開催日                  年 月 日</p> <p>新規採用時の研修の有無                  【有・無】</p>
--------------------------------	---	------------	---

	<p>発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。◆平11老企22第2の3(16)</p>		
19 掲示	<p>□ 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆平11厚令38第22条</p> <p>◎ 居宅介護支援の提供開始時に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用申込者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ることとしていることに加え、指定居宅介護支援事業所への当該重要事項の掲示を義務付けることによりサービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨であるが、次の点に留意すること。</p> <p>イ 事業所の見やすい場所とは、介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のこと。</p> <p>ロ 介護支援専門員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではない。◆平11老企22第2の3(17)①</p> <p>□ 前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。◆平11厚令38第22条第2項</p>	適・否	<p>掲示でない場合、代替方法確認 苦情対応方法も掲示あるか(窓口として関係市町村・国保連の記載あるか)</p>
20 秘密保持	<p>□ 当該事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◆平11厚令38第23条第1項</p> <p>□ 介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。◆平11厚令38第23条第2項</p> <p>◎ 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持する旨を従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこと。◆平11老企22第2の3(18)②</p> <p>□ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。◆平11厚令38第23条第3項</p> <p>◎ この同意については、サービス開始時に利用者及びその家族の代表から、連携するサービス担当者間で個人情報を用いることについて包括的に同意を得ることで足りる。◆平11老企22第2の3(18)②</p>	適・否	<p>従業者への周知方法 就業規則等確認</p> <p>措置内容確認 (誓約書等)</p> <p>同意文書確認</p>
21 広告	<p>□ 当該事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。◆平11厚令38第24条</p>	適・否	【 広告の有・無 】 あれば内容確認
22 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等	<p>□ 居宅介護支援事業者及び当該事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。◆平11厚令38第25条第1項</p> <p>◎ さらに、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付ける旨の指示等を行ってはならない。◆平11老企22第2の3(16)①</p> <p>□ 当該事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。◆平11厚令38第25条第2項</p> <p>◎ さらに、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けることがあってはならない。◆平11老企22第2の3(16)②</p>	適・否	

	<p><input type="checkbox"/> 当該事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>		
<p>23 苦情処理</p>	<p><input type="checkbox"/> 自ら提供したサービス又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 ◆平11厚令38第26条第1項</p> <p>◎ 具体的には、利用者又はその家族、指定居宅サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者説明しなければならない。 ◆平11老企22第2の3(20)①</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しているか。 (→要記録保存) ◆平11厚令38第26条第2項</p> <p>◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。◆平11老企22第2の3(17)②</p> <p><input type="checkbox"/> 自ら提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆平11厚令38第26条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村からの求めがあった場合には、上記改善の内容を市町村に報告しているか。◆平11厚令38第26条第4項</p> <p><input type="checkbox"/> 自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。◆平11厚令38第26条第5項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力しているか。 また、自ら提供したサービスに関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平11厚令38第26条第6項</p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ◆平11厚令38第26条第7項</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。 ◆平11老企22第2の3(17)④</p>	<p>適・否</p>	<p>【マニュアルの有・無】 一次窓口確認</p> <p>事例を記録で確認 あれば処理結果確認</p> <p>事例の有・無 直近事例 ( 年 月)</p> <p>事例の有・無 直近事例 ( 年 月)</p> <p>重要事項説明書確認 掲示内容を確認</p>
<p>26 事故発生時の対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。◆平11厚令38第27条第1項</p> <p>◎ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。◆平11老企22第2の3(21)①</p> <p><input type="checkbox"/> 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。 (→要記録保存) ◆平11厚令38第27条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。 ◆平11厚令38第27条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。◆平11老企22第2の3(21)②</p>	<p>適・否</p>	<p>【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法</p> <p>事例確認</p> <p>賠償保険加入の有・無 保険名： _____</p>

<p>27 虐待の防止</p>	<p>□ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。(経過措置あり) ◆平18厚令34第3条の38の2準</p> <p>一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>◎ 虐待は、高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、居宅介護支援事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待防止に関する措置を講じるものとする。</p> <p>・虐待の未然防止          高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、本主眼事項第1の1の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて従業者に関することに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。</p> <p>・虐待等の早期発見          居宅介護支援事業所の従業者は、虐待又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう必要な措置がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。</p> <p>・虐待等への迅速かつ適切な対応          虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、居宅介護支援事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。(R6.3.31までは努力義務)</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号)          「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。          構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、こと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	<p>R6.3.31までは努力義務(経過措置)</p> <p>必要な措置：          虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等</p> <p>虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無 【有・無】</p>
-----------------	---	--



	<p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること          ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること          ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること          ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること          ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること          ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること          ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p>② 虐待の防止のための指針(第2号)          指定居宅介護支援事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。          イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方          ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項          ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針          ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針          ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項          ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項          ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項          チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項          リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)          研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該居宅介護支援事業所における指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該居宅介護支援事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号)          指定居宅介護支援事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。</p>		<p>虐待の防止のための指針の有無 【有・無】</p> <p>虐待の防止のための研修(年1回以上必要)          年 月 日</p> <p>担当者名          ( )</p>
<p>28 会計の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。          ◆平11厚令38第28条</p>	<p>適・否</p>	
<p>29 記録の整備</p>	<p><input type="checkbox"/> 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。◆平11厚令38第29条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対するサービス提供に関する以下の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。◆平11厚令38第29条第2項</p> <p>ア 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録          イ 利用者ごとに次の事項を編綴した居宅介護支援台帳</p> <p>① 居宅サービス計画          ② アセスメントの結果の記録          ③ サービス担当者会議等の記録          ④ モニタリングの結果の記録</p> <p>ウ 市町村への通知に係る記録          エ 苦情の内容等の記録          オ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p>	<p>適・否</p>	<p>各項目で確認</p> <p>誤った請求があったときに5年間遡って点検することになるため、左記記録を <b>5年間保存</b> すること。</p>

<p>30 電磁的記録等</p>	<p>□ 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。◆平11厚令38第31条第1項</p> <p>□ 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。◆平11厚令38第31条第2項</p>		
------------------	---	--	--